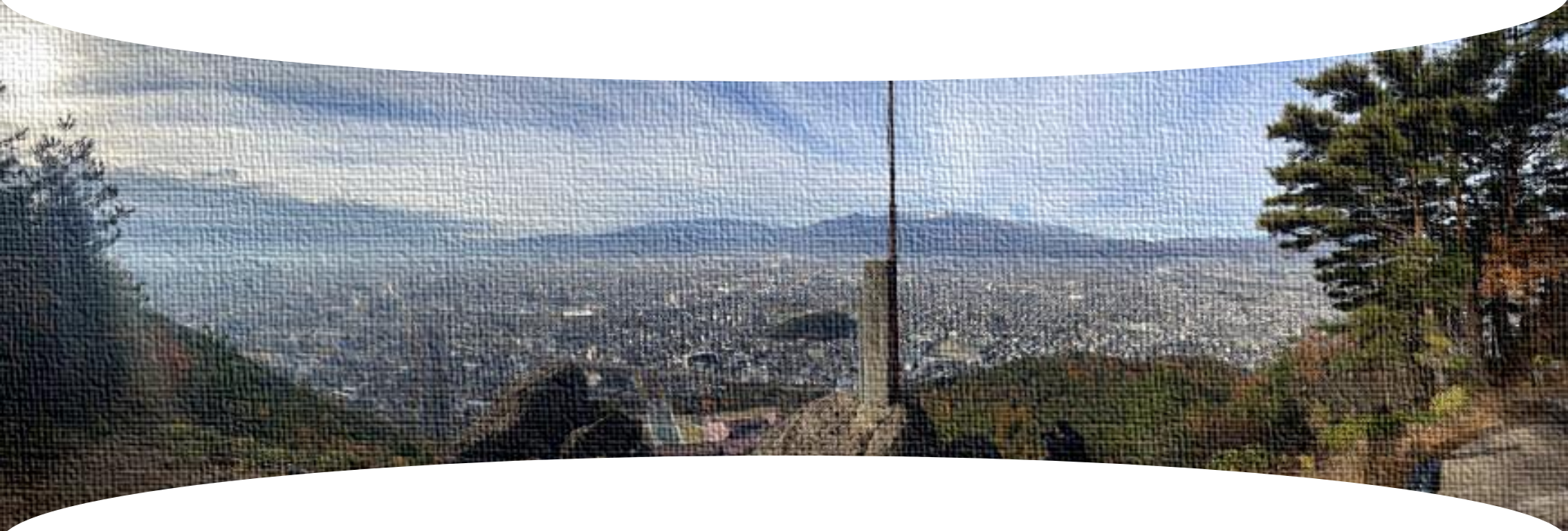


福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置 及び管理に関する条例（改正）素案の案





●条例改正の基本的な考え方

- ・ 条例改正の背景… 2 ページ
- ・ 条例改正の目的・目標・手段、課題と条例改正の方針… 3 ページ
- ・ 課題と条例改正の必要性… 4 ～ 6 ページ

●条例改正の内容

- ・ 発電事業者の責務【拡充】… 7 ページ
- ・ 保険又は共済の加入【新設】… 8 ページ
- ・ 費用の確保、維持管理及び保守点検【拡充】… 9 ページ
- ・ 勧告、措置命令対象事案の整理【拡充】… 10 ページ
- ・ 費用の確保、定期報告【拡充】… 11 ページ
- ・ 撤去の実施に関する計画の提出／廃棄物減量化等への配慮【拡充】… 12 ページ
- ・ 事業廃止後の措置【拡充】… 13 ページ



Ⅰ 条例改正の背景

- 本市は、国のエネルギー計画など再生可能エネルギー導入への気運の高まりを受け、省エネ・省資源化と再生可能エネルギー電源の導入推進を両輪で進めてきた経過があり、令和5年度の市内の電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合は平成25年度と比較して約2倍に増加しました。
- 一方で、山地等への望まないメガソーラー開発によって美しい自然が浸食されていくなかで、令和7年4月に「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、10kW以上の太陽光及び風力発電施設を対象に、禁止区域及び許可制を導入することで、発電施設の適正な設置や管理に対する規制や監視体制を強化しました。
- 条例制定以降、山地等への新たなメガソーラー等の開発計画は鎮静化しており、設置申請に至る案件はありません。
- しかしながら、再生可能エネルギー発電施設に起因する土砂の流出、景観の悪化や太陽光パネルからの反射光、地域との共生などの問題が顕在化するとともに、降雨の影響により法面崩落事故が発生した事案や、調整池の浚渫が不十分な事案等では、災害防止対策等を求める勧告や行政指導を複数回行うなど、本市の自然環境や生活環境への影響を防止するため、これらの問題に継続して対応している状況です。
- また、今後、大量廃棄が想定される太陽光パネルの処理等については全国的に大きな課題です。国において「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が制定されましたが、施設の撤去にあたって、廃棄・リサイクル等の処理が確実に行われるかが不透明であると考えます。
- こうした再生可能エネルギー発電施設を取り巻く諸課題に対応するため、条例を改正し、地域と共生する適正な施設運営を事業者を求めることで、市民の生命財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐ取組を進めてまいります。



2 条例改正の目的・目標・手段

目的

- 市民の生命及び財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること。

目標・手段

- 条例改正により、地域と共生する適正な再生可能エネルギー発電施設の安定性・継続性を担保します。
- 事業者の責任等を明確化するとともに、トラブルの未然防止・解決に資する規定の拡充等を行います。

3 課題と条例改正の方針

- 課題、改正の目的・目標・手段を踏まえ、以下の4つの方針に沿って、条例を改正します。

課題1 「地域との共生」 ⇒⇒⇒ 方針1 地域共生に向けた事業者責任の明確化

課題2 「適正な維持管理」 ⇒⇒⇒ 方針2 事故対応及び維持管理の徹底・強化

課題3 「条例の実効性向上」 ⇒⇒⇒ 方針3 事業規律強化

課題4 「事業終了後の適正な処理」 ⇒⇒⇒ 方針4 廃棄を見据えた対策の強化



課題等の具体的な内容は次ページから6ページまでに記載しています。





4 課題と条例改正の必要性

方針1 地域共生に向けた事業者責任の明確化

課題1 (地域との共生)



- 太陽光発電所等の設置過程において、土砂の流出、景観の悪化、反射光、地域との調和や合意形成不足などの問題が発生しました。



改正の必要性



- 現行条例では発電事業者の責務が「努力義務」にとどまっています。
- 地域と発電事業の共生を図るため、新たに「生活環境」を保護対象に加え、配慮事項を明確化した上で、「努力義務」を「義務」へと引き上げる必要があると考えます。

方針2 事故対応及び維持管理の徹底・強化

課題2 (適正な維持管理)



- 稼働中の発電施設において、降雨による法面崩落や大量の土砂流出が発生した事案や、排水施設等の管理不全による河川への濁水流出事案が確認されています。



改正の必要性



- 新規設置案件だけでなく既存施設に対しても適正な維持管理を促進するため、これまで新規事業者にのみ適用していた維持管理費用の確保、維持管理基準の遵守、管理計画作成・保守点検の実施等の義務を既存事業者にも拡大して適用する必要があると考えます。
- 発電施設の事故により第三者へ損害を与えた際にも適切な補償がなされるよう、事業者の火災保険や損害賠償責任保険等への加入を義務とする必要があると考えます。



4 課題と条例改正の必要性

方針3 事業規律強化

課題3 (条例の実効性向上)



- 太陽光発電施設設置のため、条例の許可を得ずに森林を伐採したと思われる事案等が発生し、市が勧告を実施する事態が生じました。



改正の必要性



- 現行の条例では、「勧告」から「措置命令」という是正手続を定めていますが、事案の程度によっては抑止効果が不十分な場合があるため、各事案に対する適切な行政指導・行政処分とする必要があると考えます。
- 無許可での発電事業実施や許可内容に適合しない事業などについては「勧告」を経ずに直接「措置命令」の対象へと移行し、事故や災害の発生や拡大を直ちに防止しなければならない事態については新たに措置命令の対象に加えるなど、行政指導・行政処分の対象事案を整理・拡充して条例の実効性を担保する必要があると考えます。



4 課題と条例改正の必要性

方針4 廃棄を見据えた対策の強化

課題4 (事業終了後の適正な 処理と将来リスク)



- 稼働中の既存施設において、降雨による法面の崩落や大量の土砂流出が発生しました。
- F I T制度の導入以降に普及した施設が事業終了を迎える際、適切な環境修復が行われずに事業区域が放置されれば、山地・傾斜地における土砂災害リスクがさらに長期化・深刻化する蓋然性が極めて高いものと推測されます。加えて、施設の撤去にあたって、廃棄・リサイクル等の処理が確実に行われるかも不透明です。



改正の必要性



- 山地等の地形的リスクを抱える本市において、将来の発電施設放置による土砂災害から市民の生命・財産を確実に守るため、既存事業者に対しても施設撤去・廃止費用の確保とその定期報告を義務とする必要があると考えます。
- また、撤去の際には、撤去の実施に関する計画の届出を求め、届出後一定の期間、撤去工事への着手を禁止するなど、撤去に関し規律を設けるとともに、事業廃止後の事業区域の取扱いについては、土砂災害等が発生しないよう、環境修復等の対策を求める必要があると考えます。



方針ごとの具体的条例改正の内容は、次ページから13ページまでに記載しています。





方針Ⅰ 地域共生に向けた事業者責任の明確化

発電事業者の責務【拡充】

✓発電事業者（既存事業者を含む。）の責務を努力義務から義務へ変更します。

✓発電事業者（既存事業者を含む。）の配慮事項を追加します。

改正前の規定

- 発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止並びに自然環境及び景観の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。
- 発電事業者は、近隣住民等との良好な関係を構築するよう努めるものとしします。
- 発電事業者は、発電事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決をするよう努めるものとしします。



改正後の規定

- それぞれ努力義務とされた規定を、全ての発電事業者の義務としします。
- 守るべき項目に「生活環境」を加えます。

効 果

環境面及び景観への配慮事項、発電事業者と近隣住民等との良好な関係構築に関する事項を明確にし、発電事業者の義務とすることで、地域と発電事業の共生を図ります。



方針 2 事故対応及び維持管理の徹底・強化

保険又は共済の加入【新設】

✓火災保険や損害賠償責任保険などの保険等への加入を発電事業者（既存事業者を含む。）の義務とします。

新設する規定

- 発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置工事着手の日から廃止までの間、発電事業の実施により生じた第三者の生命、身体及び財産への損害を填補する火災保険や損害賠償責任保険などの適切な保険等に加入しなければなりません。

（※新規設置工事期間中の損害賠償責任保険等への加入に関しては、工事請負業者が加入することで足りるものとします。）

効 果

発電事業に起因する事故によって発生した第三者への損害に対する補償を担保します。



方針 2 事故対応及び維持管理の徹底・強化

費用の確保【拡充】、維持管理及び保守点検【拡充】

✓既存事業者についても、発電事業に係る維持管理費用の確保を義務とします。

✓既存事業者についても、市が定める維持管理基準に従って維持管理すること、維持管理計画の作成、保守点検の実施及び点検記録の作成・保管を義務とします。

改正前の規定

○費用の確保

- 発電施設及び事業区域の「維持管理に要する費用」の確保は、条例施行後に申請のあった事業者にのみ適用。

○維持管理及び保守点検

- 「維持管理に関する基準」、「維持管理計画の作成」、「保守点検の実施及び点検記録の作成・保管」の遵守は、条例施行後に申請のあった事業者にのみ適用。



改正後の規定

○費用の確保

- 既存事業者に対しても「維持管理に要する費用」の確保を義務とします。

○維持管理及び保守点検

- 既存事業者に対しても「維持管理に関する基準」、「維持管理計画の作成」、「保守点検の実施及び点検記録の作成・保管」の規定の遵守を義務とします。

効 果

既存施設の適正な維持管理を促進します。



方針 3 事業規律強化

勧告、措置命令対象事案の整理【拡充】

✓勧告の対象を新たに追加するとともに、事案の重大性を考慮し、勧告の対象であった規定の一部を措置命令の対象とします。

改正前の規定

○勧告の対象となる行為

- 許可を受けないで、発電事業を実施する者
 - 許可及び変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者
 - 変更許可を受けずに、許可の内容を変更して発電事業を実施する者
 - 定期報告を行わず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
 - 維持管理又は保守点検を行わない者
 - 事故等の報告を行わず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
 - 市からの報告徴収に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 発電施設に起因して災害が発生し、若しくは災害の被害が拡大し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合で当該許可事業を実施している者
- ##### ○措置命令の対象となる事態
- 勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないとき

改正後の規定

○新たに勧告の対象とする行為

- 各種届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 維持管理が不十分であると市長が認める場合に許可事業を実施している者
- 撤去実施計画の届出受理後一定期間を経過する前に撤去工事に着手した者

○新たに措置命令の対象となる事態

- 事故、災害発生又は拡大の防止が必要と判断した場合

○勧告から措置命令へ移行

- 設置許可もしくは変更許可を受けないで発電事業を実施する者
- 設置許可もしくは変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者

効 果

各事案に対する適切な行政指導・処分をすることで条例の実効性を担保します。



方針 4 廃棄を見据えた対策の強化

費用の確保【拡充】、定期報告【拡充】

✓既存事業者についても、施設撤去・発電事業の廃止費用確保と定期報告を義務とします。

改正前の規定

○費用の確保

- 「発電施設の撤去・発電事業の廃止費用」の確保は、条例施行後に申請のあった事業者にのみ適用。

○定期報告

- 「発電施設の撤去費用の確保の状況」の報告項目は、条例施行後に申請のあった事業者にのみ適用。



改正後の規定

○費用の確保

- 既存事業者についても「発電施設の撤去費用その他発電事業の廃止費用」の確保を義務とします。

○定期報告

- 既存事業者に対しては、「前年度の維持管理状況」に限定していた定期報告事項について、「維持管理費用、施設撤去・発電事業の廃止費用の確保状況」の報告も義務とします。

効 果

発電事業終了に伴う、発電施設の撤去や廃止の適正化を図ります。



方針 4 廃棄を見据えた対策の強化

撤去の実施に関する計画の提出／廃棄物減量化等への配慮【拡充】

- ✓施設撤去の際には、廃棄物の処理方法等も記載した計画書の提出を事業者の義務とするとともに、届出審査期間満了前の撤去工事着手を禁止します。
- ✓廃棄物の減量化、再資源化等廃棄物の資源循環促進を事業者の努力義務とします。

改正前の規定

- 撤去開始届
- 発電施設を撤去しようとするときは、撤去日の30日前までに市長に届け出なければならない。



改正後の規定

- 撤去の実施に関する計画
- 発電施設を撤去しようとするときは、廃棄物の処理方法なども記載した計画書の提出を求めます。
また、届出が受理された日から一定の審査期間を経過した後でなければ撤去に着手できないこととします。
- 廃棄物減量化及び資源循環への取組
- 発電施設を撤去しようとするときは、関係法令に従い適正処理を図ることを求めます。
- 排出される廃棄物の減量化、再資源化等に資するよう、廃棄物の資源循環の促進を事業者の努力義務とします。

効 果

発電施設の撤去に伴い排出される廃棄物の処理・処分の適正化と廃棄物の資源循環促進を図ります。



方針 4 廃棄を見据えた対策の強化

事業廃止後の措置【拡充】

✓発電事業者の努力義務としていた施設廃止後の事業区域の原状回復について、条例の趣旨に照らして必要な措置を義務とします（※除外措置あり）。

改正前の規定

○原状回復

- 発電事業を廃止したときの事業区域の原状回復は努力義務。

改正後の規定

○事業廃止後の措置

- 発電事業を廃止したときは、廃止後の事業区域における土砂災害等が発生しないよう、環境修復等の必要な対策を義務とします。
- ただし、建築物の敷地、農地その他の明確な用途に供されることが確実に見込まれる場合で、災害防止等の観点から支障がないと認められる場合は、その土地利用は阻害しません。

効 果

発電事業廃止後のリスク低減を図ります。